

## PPA ぴーびーえい

Plume Protection Planning Area. 2013年改正の原子力災害対策指針において「プルーム通過時の被ばくを避けるための防護措置を実施する地域」と定義している。ここで、プルームとは気体状又は粒子状の物質を含んだ空気の一団をいう。原子力災害時にはUPZ（原子力施設から30km圏内）の外部でも、プルーム通過時に放射性ヨウ素の吸入による甲状腺被ばく等の影響が想定されるため、これに対する防護措置として、屋内退避や安定ヨウ素剤の服用などが必要となる可能性がある。また、空間放射線量率の測定だけではプルームの到達以前に防護措置を講じることは困難であるため、放射性物質が放出される前に原子力施設の状況に応じて、UPZ外においても防護措置の実施の準備が必要となる場合がある。PPAの具体的な範囲及び必要とされる防護措置の実施の判断の考え方については、国際的議論の経過を踏まえつつ検討し、原子力災害対策指針に記載される予定である。

---

<登録年月>

2013年12月

---

---